

## 中労委による「安全キャラバン事件」申立て「棄却命令」糾弾！

師走も押し迫る12月27日、中央労働委員会は「安全キャラバン事件」に対しJR東労組の再審査申立てを棄却する不当命令を下した。中央労働委員会の判断は、東京都労働委員会の不当命令（2011年5月24日）をほぼ踏襲したものであり、労働組合法第7条「労働組合の自主的な結成と運営に対する使用者の干渉や妨害行為を不当労働行為として禁止する」という、職場での組合活動を保障する条文から逸脱するものであり、断じて認めることはできない。

中央労働委員会の命令書の特徴点は以下の内容である。

- ①会社は「覚悟して」という発言は署名行動に直接、言及したものではないと主張したが、中労委は、その主張を退け「本件発言は、署名行動について言及したもの」と認定した。
- ②そのうえで、「それなりの覚悟」という言葉は、組合員らに「会社から不利益な取扱いを受けるのではないかと懸念を抱かせるものであったことは否定し難く」「穏当を欠く表現」と認定、「署名率の結果のみから影響がなかったと断じることはできない」と会社の主張を失当とした。

都労委が「署名率」という数値のみから影響がないとした判断を、中労委では危機感を抱いた組合が集会開催や抗議声明を発する等の組合活動を通し、署名率が高まったものと判断した。その意味で「再審査の申立て」自体は棄却されたが、内容上では都労委判断を大きく踏み込み、再審査でJR東労組が主張した内容を取り入れたものであるといえる。

事件の発端は2007年11月1日、小倉常務（当時）が「安全キャラバン」で「宇都宮運転所」「大宮信通技術センター」を訪問した際、冒頭のあいさつで美世志会の懲戒解雇に抗議する社長宛の署名に触れ「社長に対して異を唱えるならばそれなりの覚悟をもってやっていただきたい」と発言したことにある。仮に「使用者の言論の自由」が保障されているとしても、この発言は明らかに組合活動への威嚇・恫喝であり、社会常識に照らしても小倉発言は「署名すれば将来に不利益処分を科すことを予言させ、組合員への恫喝及び萎縮を狙った組合活動への妨害である」と解され不当労働行為であることは言うまでもない。さらに中労委は、会社幹部が署名行動を快く思わず、行き過ぎた表現が用いられたことを認め、速やかに労使関係の回復に取り組むよう言及している。

JR東労組の使命は組合員・家族の利益を守り、安全・安心の職場を創り、守ることである。私たちは現在、各職場で発生しているJR東労組運動に対する規制・排除・狙い撃ち的な不当転勤・不利益扱い、さらに会社が一方的に信義に反し労働協約違反を繰り返す「暴走」を許すわけにはいかない。中労委命令を全組合員で糾弾すると同時に、職場活動の規制・排除をはねのけ、JR東労組運動を職場から堂々と押し進めよう！

2012年12月27日

東日本旅客鉄道労働組合